

沖縄県県外進学大学生奨学金(県給付型奨学金)

1. 趣旨

この制度は、能力があるにもかかわらず**経済的な理由で県外進学が困難な**県内高等学校等に在学する者等の県外難関大学等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに本県におけるグローバル人材の育成を促進していくため、以下の表にある対象大学への入学及び修学を支援するための奨学金を給付するものである。

県外対象大学一覧

1	北海道大学	13	千葉大学	25	芝浦工業大学
2	東北大学	14	東京外国語大学	26	上智大学
3	筑波大学	15	東京芸術大学	27	東洋大学
4	東京大学	16	長岡技術科学大学	28	法政大学
5	東京科学大学	17	金沢大学	29	明治大学
6	名古屋大学	18	豊橋技術科学大学	30	立教大学
7	京都大学	19	京都工芸繊維大学	31	創価大学
8	大阪大学	20	岡山大学	32	立命館大学
9	広島大学	21	熊本大学	33	関西学院大学
10	九州大学	22	国際教養大学	34	立命館アジア太平洋大学
11	慶應義塾大学	23	会津大学		
12	早稲田大学	24	国際基督教大学		

2. 採用予定人数および給付額

- (1) 採用予定人数：**25人以内（全体）**
- (2) 給付額：入学支度金 **30万以内（実費分）** 月額奨学金 **7万円**

3. 応募資格および応募基準：(1)～(8)のすべてに該当すること

- (1) 高校3年生または卒業生（卒業して**2年を経過していない者「25期生まで」**ただし大学等に在籍しているものは除く。）で**指定された大学**へ入学することができる者
- (2) 日本国籍を有する者または、在留資格を有する者
- (3) 保護者が原則として、奨学金の受給期間中も継続して本県に住所を有する者
- (4) 沖縄県医師修学資金または沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けない者
- (5) 他の団体等から**給付型の奨学金**を受けない者
- (6) 国の「**高等教育の修学支援新制度**」を利用しない者 ***【別紙】留意事項あり**

（JASSOが実施する給付型奨学金や各大学が実施する授業料の減免等）

(7) 出願時において**評価平均値が4.0以上**の者で、県の振興・発展に寄与するリーダーとして活躍することが期待できる者**（卒業後、県内就職を条件とはしない）**

(8) 家計支持者の前年の収入金額から、必要経費及び特別控除額を差し引いた認定所得金額が、**別途定める基準額以下**であること。（県のHP「家計基準計算書」で確認すること）

4. 提出書類（各自で沖縄県 HP よりダウンロードして作成・提出して下さい）

①**奨学生願書（様式第1号）** ②**成績証明書** （学校へ依頼）

③**所得課税証明書（令和8年度用）** ＊令和8年1月2日以降に勤務先の変更（就職・転職）があった場合、様式「年収見込」証明書」も併せて提出すること。

④**住民票謄本（続柄記載・マイナンバー無）**

＊応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がある場合は、住民票謄本に含まれていない者の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出すること。

⑤**特別控除を証明する書類（該当者のみ）**

区分	証明書	発行所
高校、大学、高等専門学校又は専修学校の就学者等がいる世帯（県立高等学校を除く）	○在学証明書	在学している学校等
障害のある人のいる世帯	○障害者手帳（写し）	市町村役場 福祉事務所
長期に療養を要する人のいる世帯（6ヶ月以上療養が必要な人）	○入・通院証明書又は診断書（原本） （記載内容：療養期間及び通院頻度） ○直近6ヶ月分の医療費等の領収書（写し） （様式：長期療養費計算書を添付）	病院等
主たる家計支持者が単身赴任している世帯	○家賃等対象経費の領収書（写し） （様式：単身赴任実費計算書を添付）	各支払先
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	○罹災証明書（写し） ○被害により生じた実費を証明する書類（写し）	市町村役場 福祉事務所等

※各証明書類は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

※家族の状況に応じて、上記以外の追加書類が必要な場合があります。

※長期療養又は単身赴任に伴う実費額を対象経費として特別控除する場合は、別添様式により計算書を作成してください（該当者のみ）

＊「**在学証明書**」の発行に関しては、時間が掛かる場合があるので余裕をもって準備して下さい。

応募期間：8月12日（水）～ 8月26日（水） 17：00

【別紙】

国の「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構が実施）及び授業料等減免（各大学が実施）との関係

令和2年度から、国の新しい給付型奨学金と授業料等減免制度（以下「国の修学支援新制度」といいます。）が実施されており、給付型奨学金に加え、入学金や授業料を減免する制度となっています。

国の修学支援新制度は、広く全国的に実施されるものであり、また家族構成や世帯収入等によっては沖縄県県外進学大学生奨学金（以下「県奨学金」といいます。）以上の支援が受けられる場合もあることから、以下のとおり取り扱うこととしますのでご注意ください。

1. 県奨学金と国の修学支援新制度の両方に応募することは可能ですが、国の支援制度を選択することを決めた場合には、速やかに県奨学金の辞退の手続きを行ってください。

また、大学入学時に県奨学金の奨学生として採用されている場合、下記2～4の取扱いを可能とします。

2. 県奨学金を受けている場合でも、世帯収入の変化等によって国の修学支援新制度の支援を受けた方が有利になる等の場合に、国の修学支援新制度に申請し、認められればその支援を受けることを可能とします。
3. 県奨学金の受給者が国の修学支援新制度の支援（給付型奨学金及び授業料の減免の両方又はいずれか）を受ける間、県奨学金は「停止」します。（同時期に重複しての受給はできません。）
4. 上記2～3で一時的に国の支援を受けた後、世帯収入の変化等により県奨学金が有利となった場合には、国の支援を停止した上で、再び県奨学金を受けること（再開）も可能とします。
（県奨学金の給付要件を満たすことや事前の確認手続が必要です。）

※上記取り扱いは、沖縄県内の自治体を実施する給付型奨学金の奨学生として採用された場合についても準用します。

以下のサイトにも目を通していてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1008849.html>（沖縄県 HP）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.html>（高等教育の修学支援新制度 文科省 HP）